（３）出力九十万キロワット以上の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	百六十万八千円（電子申請による場合にあっては、百五十四万四千六百円）
	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	百二十七万二千二百円（電子申請による場合にあっては、百二十万八千七百円）
２　汽力（地熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所に係るもの	（１）出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	七十一万四千三百円（電子申請による場合にあっては、六十七万七千円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	五十九万九千二百円（電子申請による場合にあっては、五十六万二千円）
	（２）出力三万キロワット以上の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	八十六万五千三百円（電子申請による場合にあっては、八十二万五千五百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	七十一万八千七百円（電子申請による場合にあっては、六十七万九千円）
３　ガスタービンを原動力とする火力発電所に係るもの	（１）出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	七十四万四千三百円（電子申請による場合にあっては、七十万七千円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	五十九万九千二百円（電子申請による場合にあっては、五十六万二千円）
	（２）出力三万キロワット以上の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	八十六万五千三百円（電子申請による場合にあっては、八十二万五千五百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	七十一万八千七百円（電子申請による場合にあっては、六十七万九千円）
４　汽力及びガスタービンを原動力とする火力発電所に係るもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	それぞれの原動力設備の種類及び出力に応ずる金額を合算して得た額
５　１から４までに規定するもの以外のもの		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十六万八百円（電子申請による場合にあっては、十五万三百円）
（三）　燃料電池発電所に係る工事		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十二万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十一万六千七百円）
		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	二十一万四千百円（電子申請による場合にあっては、二十万三千七百円）
（四）　太陽電池発電所に係る工事		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十六万九千六百円（電子申請による場合にあっては、十五万九千百円）
		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十七万八千五百円（電子申請による場合にあっては、十六万九千三百円）
				十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）